# 公益財団法人 全国高等学校家庭科教育振興会 定 款

#### 第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人全国高等学校家庭科 教育振興会と称する。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。
- 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を 必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高等学校における家庭科教育に関する調査研究を行うとともに、その教育の充実向上を図り、もって家庭科教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の 事業を行う。
- (1) 家庭科教育に関する調査研究
- (2) 講習会・講演会・研究会等の実施
- (3) 関係団体と連携した機関誌その他必要な図書の刊行
- (4) 家庭科に関する各種の検定試験の実施
- (5) 関係団体と連携した家庭科教育の振興に寄与した 者に対する表彰
- (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

# 第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行う ために不可欠な財産として理事会で定めたもの とする
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良

な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本 財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産か ら除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評 議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達 及び設備投資の見込みを記載した書類について は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が 作成し、理事会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業 年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供す るものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事 業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事 の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなけれ ばならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、 第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に 提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、 その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を 主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものと する。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準 を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに 関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第10条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。 (評議員の選任及び解任)
- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び 一般財団法人に関する法律第179条から第 195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議 員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えない ものであること。
  - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評 議員から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持しているもの
  - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
  - へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二 に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分 の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- ロ使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員であるもの
- 二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員 及び地方公共団体の議会の議員を除く。)であ るもの

- ①国の機関
- ②地方公共団体
- ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学 法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関 法人
- ⑤地方独立行政法人通則法第2条第1項に規定する 地方独立行政法人
- ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

#### (評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、選任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなると きは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新た に選任された者が就任するまで、なお評議員としての 権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支 払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により 別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関す る規程による。

### 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議長)

第16条 評議員会の議長は、その評議員会において、 出席した評議員の中から選出する。

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度 終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要が ある場合に開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を 除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項 及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求する ことができる。

(決 議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害 関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3 分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際して は、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければなら ない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定 める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補 者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまで の者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について 提案した場合において、その提案について、決 議に加わることのできる評議員の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をした ときは、その提案を可決する旨の評議員会の決 議があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めると ころにより議事録を作成する。
- 2 評議員会の議長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 9名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を常務理事と する。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもっ て同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。 (役員の選任)
- 第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事 の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款 で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で 定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の 報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を することができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時 までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任 者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなく なるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監 事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当すると きは、評議員会の決議によって、解任すること ができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(報酬等)

- 第28条 理事及び監事は無報酬とする。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費 用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により 別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関す る規程による。

(顧問)

- 第29条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第30条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、 意見を述べることができる。

### 第7章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 (権 限)
- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。(決議)
- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押 印する。

# 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに 第11条についても適用する。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人 の目的である事業の成功の不能その他法令で 定められた事由によって解散する。

(公益法人の取消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する 残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは 地方公共団体に贈与するものとする。

# 第9章 委員会

- 第40条 この法人の事業を推進するために必要ある ときは、理事会はその決議により、委員会を設 置することができる。
- 2 委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、 理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

- 第41条 この法人の事業を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付帳簿及び書類)

- 第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を 備えておかなければならない。
- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告
- (9) 事業報告の附属明細書
- (10)貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細 書
- (13) 監査報告書
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類

#### 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子 公告をすることができない場合は、官報による。

# 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

設立登記日:平成23年8月1日

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1 06条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と 公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定 にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末 日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、仲野 仁とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、浦部万里子、山形昭 夫、大野由喜子とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。 評議員

 三國 文彦
 小原 一博
 閨間 征憲

 寺沢 宏芳
 高賀 敦子
 岡
 均

 吉岡 成幸
 渡邉
 紀
 有馬 秀人